銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号ホ	又は金融サービスの提供に関する法律	、金融サービスの提供に関する法律
	場合において	場合又は銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合において
［略］		
銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号チ	若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら	、金融サービスの提供に関する法律若しくは銀行法又はこれら
［略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第四条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号ホ	又は貸金業法	、貸金業法
	場合において	場合又は銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合において
［同上］		
銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号チ	貸金業法若しくは又はこれら	貸金業法、若しくは銀行法又はこれら
［同上］		

改正後	改正前
（預金者等に対する情報の提供）	（預金者等に対する情報の提供）
第六十条　［略］	**第六十条**　［同上］
［２～４　略］	［２～４　同上］
５　農林中央金庫は、一の預金等に係る契約の締結について、農林中央金庫代理業者（法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下同じ。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。	［項を加える。］
（農林債の債権者に対する情報の提供）	（農林債の債権者に対する情報の提供）
第六十一条　農林中央金庫は、農林債を取り扱う場合には、前条（第五項を除く。）に定めるところに準じた方法により顧客に対する情報の提供を行うものとする。	**第六十一条**　農林中央金庫は、農林債を取り扱う場合には、前条に定めるところに準じた方法により顧客に対する情報の提供を行うものとする。